

徳島県告示第三百九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和七年八月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
mac 勝浦店

勝浦郡勝浦町大字生名字神ノ木二九番一ほか

二 法第八条第一項の意見の対象となつた届出に係る告示

令和七年徳島県告示第百十一号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があつた件

）

三 法第八条第一項の規定により勝浦町から聴取した意見の概要

1 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）に沿つた対応を検討すること。

四 意見の縦覧場所及び期間

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び勝浦町企画交流課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和七年八月一日から同年九月一日まで